

消防予第 128 号  
平成 9 年 7 月 28 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 音響装置の基準について(通知)

自動火災報知設備又は漏電火災警報器の音響装置については、「音響装置の基準について(通知)」(昭和 54 年 7 月 14 日付け消防予第 134 号。以下「134 号通知」という。)に基づき運用しているところであるが、平成 9 年 4 月 23 日付けで受信機に係る技術上の規格を定める省令(平成 9 年自治省令第 25 号)、平成 9 年 4 月 24 日付けで漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成 9 年自治省令第 26 号)、平成 9 年 6 月 30 日付けで地区音響装置の基準(平成 9 年消防庁告示第 9 号)がそれぞれ公布され、地区音響装置に関する基準が整備されたことに伴い、134 号通知を廃止することとしたので通知する。

なお、自動火災報知設備又は漏電火災警報器に使用される主音響装置及び地区音響装置が、受信機若しくは漏電火災警報器に係る規格省令又は地区音響装置の基準に適合しているか否かについては、日本消防検定協会が引き続き鑑定を行うこととしている。また、基準に適合しているものについては、鑑定合格証を貼付することとしているので、当該鑑定合格証が貼付されたものについては、当該基準に適合しているものとして取り扱ってさしつかえない。おって貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。